

【事業概要】三次市鳥獣被害対策集落支援事業

事業概要	イノシシ・シカ等の鳥獣による農作物被害および耕作放棄地の増加を防止し、集落機能の維持および集落営農の推進を図るため、集落で一体となった鳥獣被害対策を支援します。		
対象者	市内の鳥獣被害対策を一体的に取り組む集落・法人・団体など		
補助額	補助金の額は、次に定める補助上限額（1 集落等に対し75万円を限度とする。又は事業の実施にかかった費用のいずれか低い方の額を限度とする。）		
対象事業	対象事業		補助率（上限額）
	(1)鳥獣の侵入防止に関する事業		1/2（50万円）※1
	(2)ICT機器を活用した鳥獣捕獲に関する事業※2		1/2（25万円）
	(3)狩猟者の育成に関する事業	狩猟免許の取得	1万4千円／人※3
		箱わなの購入	1/2（5万円）※4
	(4)各種研修会開催，先進地視察，啓発活動及び集落リーダー育成に関する事業		1/2（5万円）
	(5)環境改善に関する事業		1/2（15万円）
	(6)ジビエ利活用に関する事業		1/2（15万円）
※1…事業費は 30 万円以上（税抜）とする。			
※2…集落などの構成員の中に、狩猟免許（わな猟）の所持者が1人以上いること、または本事業期間中に狩猟免許（わな猟）の資格を取得する人が1人以上いること。			
※3…1 集落 3 人まで。ひろしま農業協同組合で実施している狩猟免許（わな猟）取得に関する補助金を受けている場合は、その補助金額を除く。			
※4…自作を除く。			
申請書類	・ 交付申請書（様式第 1 号） ・ 事業計画書・収支計画書（様式第 2 号） ・ 防護柵設置同意書（様式第 3 号）（鳥獣の侵入防止に関する事業） ・ 位置図・事業計画図（鳥獣の侵入防止に関する事業） ・ 見積書の写し ・ その他市長が必要と認める書類（箱わなの購入の場合は、狩猟免状の写しなど）		
実績書類	・ 実績報告書（様式第 7 号） ・ 活動報告書（様式第 7 号） ・ 収支決算書（様式第 7 号） ・ 領収書の写し ・ 完成写真（鳥獣の侵入防止に関する事業） ・ その他市長が必要と認める書類（狩猟免許の取得の場合は、狩猟免状の写し、狩猟者登録証の写しなど）		
請求書	・ 請求書（様式第 9 号）		
受付期間	・ 1 月末締切		

広島県が野生鳥獣による農作物被害の低減をめざし、始動させた鳥獣対策の専門組織「（一社）広島県鳥獣対策等地域支援機構（tegoss）」に本市も令和7年4月から参画しています。本市に派遣されたテゴスの専任者による、防護柵設置方法について相談を希望される場合は、三次市産業振興部農政課（Tel0824-62-6164）にご連絡ください。